

令和 5 年 1 2 月

第 5 回（定例会）

香芝市議会議案

香 芝 市

目 次

報第14号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について----- ----- 1 頁
報第15号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について----- ----- 3 頁
議第47号	香芝市手数料条例の一部を改正することについて----- ----- 5 頁
議第48号	香芝市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正すること について----- 7 頁
議第49号	香芝市企業立地推進条例の一部を改正することについて----- ----- 9 頁
議第50号	香芝市道路占用料に関する条例及び香芝市都市公園条例の一 部を改正することについて----- 11 頁
議第51号	香芝市営住宅条例の一部を改正することについて----- ----- 14 頁
議第52号	令和5年度香芝市一般会計補正予算（第6号）について----- ----- 16 頁
議第53号	令和5年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ いて----- 17 頁
議第54号	令和5年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第1号）に ついて----- 18 頁
議第55号	令和5年度香芝市下水道事業会計補正予算（第1号）につ いて----- 19 頁
議第56号	財産の取得について----- ----- 20 頁
議第57号	香芝市道路線の認定について----- ----- 21 頁
議第58号	計画の変更について----- ----- 23 頁

報第14号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月4日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月2日

香芝市長 福 岡 憲 宏

1 相手方

住所

氏名

2 事故の概要

令和5年8月13日午後5時30分ごろ、白鳳台一丁目1番3先の市道1-25号線にて、相手車が東へ走行中、アスファルト面と横断側溝との間に生じていた段差に右側後輪タイヤが接触し、当該部分を破損させたものである。

3 和解条項

- (1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として19,000円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (2) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

4 所管課

都市創造部公園道路管理課

報第15号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月4日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月5日

香芝市長 福 岡 憲 宏

1 相手方

住所

氏名

2 事故の概要

令和5年8月9日午後1時00分ごろ、大和郡山市北郡山町211番地3 DMG MORI やまと郡山城ホール地下駐車場内において、駐車しようとして後進した際、当方の左側後部が駐車していた相手車の右側前部に接触し、破損させたものである。

3 和解条項

- (1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として137,813円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (2) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

4 所管課

企画部秘書広報課

議第47号

香芝市手数料条例の一部を改正することについて

香芝市手数料条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年12月4日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市手数料条例の一部を改正する条例
香芝市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表33の項を次のように改める。

33 地籍調査の成果等の写しの交付手数料	(1) 地籍図 1枚につき300円 (2) 一筆地座標 1筆につき300円 (3) 図根点座標及び網図 1路線につき300円
----------------------	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第48号

香芝市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正すること
について

香芝市国民健康保険財政調整基金条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年12月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

香芝市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険財政調整基金条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 保健事業（緊急に実施することが必要となった事業を除く。）の経費の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第49号

香芝市企業立地推進条例の一部を改正することについて

香芝市企業立地推進条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年12月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

香芝市企業立地推進条例の一部を改正する条例

香芝市企業立地推進条例（平成27年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成25年総務省告示第405号」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたものをいう。」に、「中分類番号」を「中分類」に、「大分類番号」を「大分類」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第50号

香芝市道路占用料に関する条例及び香芝市都市公園条例の
一部を改正することについて

香芝市道路占用料に関する条例及び香芝市都市公園条例の一部を次のとおり
改正する。

令和5年12月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市道路占用料に関する条例及び香芝市都市公園条例の一部を改正する条例

(香芝市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 香芝市道路占用料に関する条例（昭和31年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,020円」を「990円」に、「1,570円」を「1,520円」に、「2,120円」を「2,060円」に、「970円」を「940円」に、「1,520円」を「1,470円」に、「2,060円」を「2,000円」に、「330円」を「320円」に、「9円」を「8円」に、「910円」を「880円」に、「540円」を「530円」に、「1,830円」を「1,770円」に、「450円」を「440円」に、「2,720円」を「2,610円」に、「38円」を「37円」に、「54円」を「53円」に、「82円」を「79円」に、「160円」を「150円」に、「380円」を「370円」に、「1,090円」を「1,060円」に、「18円」を「17円」に、「550円」を「530円」に、「0.0

05」を「0.004」に、

Aに0.008を 乗じて得た額
Aに0.01を 乗じて得た額

を

Aに0.006を 乗じて得た額
Aに0.007を 乗じて得た額

に

、「1,360円」を「1,300円」に、「810円」を「780円」に、「27円」を「26円」に、「270円」を「260円」に、「680円

」を「650円」に、「180円」を「170円」に、

Aに0.014を 乗じて得た額
Aに0.01を 乗じて得た額
Aに0.014を 乗じて得た額
Aに0.023を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額

Aに0.033を
乗じて得た額

を

Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.009を 乗じて得た額
Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.022を 乗じて得た額
Aに0.031を 乗じて得た額
Aに0.025を 乗じて得た額
Aに0.025を 乗じて得た額

に改める。

(香芝市都市公園条例の一部改正)

第2条 香芝市都市公園条例（昭和52年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,520円」を「1,460円」に、「2,340円」を「2,250円」に、「3,150円」を「3,030円」に、「1,440円」を「1,380円」に、「2,260円」を「2,170円」に、「3,070円」を「2,960円」に、「490円」を「470円」に、「8円」を「7円」に、「1,360円」を「1,300円」に、「810円」を「780円」に、「2,720円」を「2,610円」に、「160円」を「150円」に、「320円」を「310円」に、「1,630円」を「1,570円」に、「680円」を「650円」に、「270円」を「260円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第51号

香芝市営住宅条例の一部を改正することについて

香芝市営住宅条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年12月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

香芝市営住宅条例の一部を改正する条例

香芝市営住宅条例（平成9年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号ロ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2の規定」を加え、「の規定」を削る。

第57条第1号中「あること」を「あって、自ら使用するため駐車場を必要としていること」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、介護等専ら当該市営住宅の入居者又は同居者のために使用する必要があると認められるときは、この限りでない。

第57条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項第8号ロの改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議第52号

令和5年度香芝市一般会計補正予算（第6号）について

令和5年度香芝市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年12月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第53号

令和5年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

令和5年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年12月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

議第54号

令和5年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第1号）
について

令和5年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年12月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第55号

令和5年度香芝市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和5年度香芝市下水道事業会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年12月4日提出

香芝市長 福岡憲宏

財産の取得について

香芝総合公園事業用地として次の土地を取得しようとするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

- | | | |
|---|--------|-------------------------------|
| 1 | 土地の所在地 | 香芝市穴虫2811番1 |
| 2 | 土地の種別 | 山林 |
| 3 | 土地の数量 | 5,840.51平方メートル |
| 4 | 買収の目的 | 香芝総合公園事業用地 |
| 5 | 買収の方法 | 随意契約 |
| 6 | 買収価格 | 金36,795,213円 |
| 7 | 買収の相手方 | ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ ほか3名 |

香芝市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の香芝市道路線を認定する。

令和5年12月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	1-125	尼寺三丁目395-1	尼寺三丁目396-13	
2	4-254	穴虫3079-7	穴虫3079-69	
3	4-255	穴虫3079-8	穴虫3079-53	
4	4-256	穴虫3255-1	穴虫3275	
5	6-112	上中732-11	上中732-6	
6	6-113	上中766-6	上中766-11	
7	6-114	下田東一丁目486-3	下田東一丁目486-1	
8	7-229	逢坂六丁目256-1	逢坂六丁目256-6	
9	7-230	逢坂五丁目314-7	逢坂五丁目314-1	
10	7-231	北今市五丁目514-5	北今市五丁目514-14	
11	8-305	下田東五丁目720-18	下田東五丁目720-5	
12	8-306	別所2-1	別所2-41	
13	8-307	別所103-10	別所103-19	

1 4	9-206	磯壁三丁目103-8	磯壁三丁目103-4	
1 5	10-289	下田西四丁目115-3	下田西四丁目114-6	
1 6	10-290	狐井182-14	狐井182-9	
1 7	10-291	狐井359-9	狐井359-4	
1 8	10-292	五位堂二丁目550-18	五位堂二丁目550-14	
1 9	10-293	五位堂四丁目428-12	五位堂四丁目428-1	
2 0	11-168	五位堂五丁目102-4	五位堂五丁目102-10	
2 1	11-169	鎌田537-7	鎌田536-11	

計画の変更について

香芝市耐震改修促進計画を別紙のとおり変更したいので、香芝市議会の議決すべき事件を定める条例（令和3年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

香芝市長 福岡 憲 宏